

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
食品衛生関係行政処分等事務処理要領	食品衛生関係行政処分等事務処理要領
第1章 総則	第1章 総則
第1条 目的	第1条 目的
第2条 基本原則	第2条 基本原則
第3条 定義	第3条 定義
第2章 行政処分に係る事務手続き	第2章 行政処分に係る事務手続き
第4条 違反事実の確認等	第4条 違反事実の確認等
第5条 行政処分の決定	第5条 行政処分の決定
第6条 違反事実の報告等	第6条 違反事実の報告等
第7条 行政処分の執行	第7条 行政処分の執行
第3章 行政処分の基準及び内容	第3章 行政処分の基準及び内容
第8条 行政処分の基準	第8条 行政処分の基準
第9条 食中毒等に対する措置	第9条 食中毒等に対する措置
第10条 違反食品等に対する措置	第10条 違反食品等に対する措置
第11条 比較的軽微な違反に対する措置	第11条 比較的軽微な違反に対する措置
第12条 緊急を要する場合の措置	第12条 緊急を要する場合の措置
第13条 衛生法に基づく営業許可の取消し	第13条 衛生法に基づく営業許可の取消し
第14条 衛生法に基づく営業の禁止	第14条 衛生法に基づく営業の禁止
第15条 衛生法に基づく営業の停止	第15条 衛生法に基づく営業の停止
第16条 衛生法に基づく措置命令	第16条 衛生法に基づく措置命令
第17条 衛生法に基づく施設又は設備の改善命令	第17条 衛生法に基づく施設又は設備の改善命令
第18条 衛生法に基づく検査命令	第18条 衛生法に基づく検査命令
第19条 準用	第19条 準用
第20条 表示法に基づく指示に係る措置命令	第20条 表示法に基づく指示に係る措置命令
第21条 表示法に基づく回収等命令	第21条 表示法に基づく回収等命令
第4章 雑則	第4章 雑則
第22条 違反食品等の転用	第22条 違反食品等の転用
第23条 行政処分の履行確認	第23条 行政処分の履行確認
第24条 行政処分の解除	第24条 行政処分の解除
第25条 行政処分結果の記録	第25条 行政処分結果の記録
<u>第26条</u> <u>その他必要な措置</u>	(新設)
第 <u>27</u> 条 告発	第 <u>26</u> 条 告発

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>第28条 意見陳述の機会の付与 第29条 食肉衛生検査所長に係わる行政処分</p> <p>附則 別表 行政処分の基準 別記様式第1号 (営業停止・禁止・許可の取消し命令書) 別記様式第1号の2 (営業以外の食品供与施設の食事の供給禁止・停止命令書) 別記様式第2号 (廃棄命令書) 別記様式第3号 (措置命令書) 別記様式第4号 (回収命令書) 別記様式第5号 (廃棄実施予定報告書) 別記様式第6号 (施設又は設備の改善命令書) 別記様式第6号の2 (施設又は設備の改善命令書) 別記様式第7号 (検査命令書) 別記様式第8号 (解除命令書) <u>別記様式第9号 (改善指導通知書)</u> <u>別記様式第10号 (始末書)</u> 別記様式第11号 (聴聞について(通知)) 別記様式第12号 (弁明の機会の付与について(通知))</p> <p>第1章 第1条 (略) (基本原則) 第2条 1～3 (略) <u>4 違反にいたった状況等を斟酌した結果、行政処分に至らない場合であ</u> <u>っても、必要に応じその他必要な措置を講ずること。</u></p> <p>第3条 ～ 第3章 第18条 (略)</p> <p>(準用) 第19条 1～2 (略) 3 営業以外の食品供与施設の改善命令は、「施設又は設備の改善命令書」(別記様式第6号の2)により行うものとする。<u>ただし、衛生法第59条</u></p>	<p>第27条 意見陳述の機会の付与 第28条 食肉衛生検査所長に係わる行政処分</p> <p>附則 別表 行政処分の基準 別記様式第1号 (営業停止・禁止・許可の取消し命令書) 別記様式第1号の2 (営業以外の食品供与施設の食事の供給禁止・停止命令書) 別記様式第2号 (廃棄命令書) 別記様式第3号 (措置命令書) 別記様式第4号 (回収命令書) 別記様式第5号 (廃棄実施予定報告書) 別記様式第6号 (施設又は設備の改善命令書) 別記様式第6号の2 (施設又は設備の改善命令書) 別記様式第7号 (検査命令書) 別記様式第8号 (解除命令書) (新設) (新設) 別記様式第9号 (聴聞について(通知)) 別記様式第10号 (弁明の機会の付与について(通知))</p> <p>第1章 第1条 (略) (基本原則) 第2条 1～3 (略) (新設)</p> <p>第3条 ～ 第3章 第18条 (略)</p> <p>(準用) 第19条 1～2 (略) 3 営業以外の食品供与施設の改善命令は、「施設又は設備の改善命令書」(別記様式第6号の2)により行うものとする。</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p><u>第1項の規定に基づく措置命令は、営業者が衛生法第6条、第10条から第12条まで、第13条第2項若しくは第3項、第16条若しくは第18条第2項若しくは第3項の規定に違反した場合又は第9条第1項若しくは第17条第1項の規定による禁止に違反した場合において、営業者に対し行う措置であることから、本項による改善命令は、施設又は設備の改善がその違反を解消させるために必要な措置であるという場合に限られるものとする。</u></p> <p>4 衛生法第68条の規定により準用する前2項以外の措置は、その他の命令書の様式を準用して行うものとする。</p> <p>第3章 第20条 ～ 第25条 (略)</p> <p><u>(その他必要な措置)</u></p> <p><u>第26条 保健所長は、営業者の違反の程度及び再発防止に要する期間を考慮し、行政処分に代わって書面による行政指導とすることができる。この場合、保健所長は「改善指導通知書」(別記様式第9号)により改善を指導すること。</u></p> <p><u>行政処分を行うまでに至らない違反事実について、嚴重な行政指導を要するときには、速やかに「始末書」(別記様式第10号)を徴取すること。始末書には、再び同様の違反を起こさせないようにするため、違反事実、違反の発生要因、再発防止に向けて行った措置等を記載させること。</u></p> <p>(告発)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>(意見陳述の機会の付与)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 聴聞を行うときは、「聴聞について(通知)」(別記様式第11号)により被処分者となるべき者に通知するものとする。</p> <p>3 弁明の機会の付与を行うときは、「弁明の機会の付与について(通知)」(別記様式第12号)により被処分者となるべき者に通知するものとする。</p> <p>(食肉衛生検査所長に係わる行政処分)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>附 則(平成18年4月1日)</p>	<p>4 衛生法第68条の場合について準用する前2項以外の措置は、その他の命令書の様式を準用して行うものとする。</p> <p>第3章 第20条 ～ 第25条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(告発)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(意見陳述の機会の付与)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 聴聞を行うときは、「聴聞について(通知)」(別記様式第9号)により被処分者となるべき者に通知するものとする。</p> <p>3 弁明の機会の付与を行うときは、「弁明の機会の付与について(通知)」(別記様式第10号)により被処分者となるべき者に通知するものとする。</p> <p>(食肉衛生検査所長に係わる行政処分)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>附 則(平成18年4月1日)</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要領施行日以前に確認された違反については適用しない</p> <p>附 則（平成 19 年 1 月 10 日） この改正は、平成 19 年 1 月 10 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 22 年 7 月 8 日） この改正は、平成 22 年 7 月 8 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 27 年 7 月 16 日） この改正は、平成 27 年 7 月 16 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 29 年 3 月 31 日） この改正は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 31 年 2 月 8 日） この改正は、平成 31 年 2 月 8 日から施行する。</p> <p>附 則（令和 4 年 1 月 4 日） この改正は、令和 4 年 1 月 4 日から施行し、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。</p> <p>食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号）附則第 2 条の規定により「なお従前の例により当該営業を行うことができる」とされた営業者に対しては、令和 3 年 6 月 1 日施行の食品衛生法（以下「新法」という。）で新設された営業届出制度（新法第 57 条）及び食品等自主回収届出制度（新法第 58 条）を除き、令和 2 年 6 月 1 日施行時点の食品衛生法の条番号に読み替えるものとする。</p> <p><u>附 則（令和 年 月 日）</u> <u>この改正は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この要領施行日以前に確認された違反については適用しない</p> <p>附 則（平成 19 年 1 月 10 日） この改正は、平成 19 年 1 月 10 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 22 年 7 月 8 日） この改正は、平成 22 年 7 月 8 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 27 年 7 月 16 日） この改正は、平成 27 年 7 月 16 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 29 年 3 月 31 日） この改正は、平成 29 年 3 月 31 日から施行する。</p> <p>附 則（平成 31 年 2 月 8 日） この改正は、平成 31 年 2 月 8 日から施行する。</p> <p>附 則（令和 4 年 1 月 4 日） この改正は、令和 4 年 1 月 4 日から施行し、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。</p> <p>食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 123 号）附則第 2 条の規定により「なお従前の例により当該営業を行うことができる」とされた営業者に対しては、令和 3 年 6 月 1 日施行の食品衛生法（以下「新法」という。）で新設された営業届出制度（新法第 57 条）及び食品等自主回収届出制度（新法第 58 条）を除き、令和 2 年 6 月 1 日施行時点の食品衛生法の条番号に読み替えるものとする。</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新

旧

別表 行政処分等の基準

別表 行政処分の基準

違反条項	違反内容	処 分 適 用 条 項	行政処分等	
			規定に違反したとき	営業が再開するまでの期間が予測できないとき、又はその状況が特殊で衛生上重大な影響を及ぼすおそれがあるとき
1 食品衛生法				
第6条	不衛生な食品又は添加物の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満	規定に違反する行為が重大な過失に基づき、かつ、営業を再開または継続することが衛生上危険であるとき
第7条 第1項から 第3項	新開発食品等の販売禁止	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第8条 第1項	特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出義務違反	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第9条 第1項	特定の食品又は添加物の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満	
第10条	病肉等の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満	
第11条	重要工程管理の措置が講じられた食品又は添加物以外の輸入の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満	
第12条	指定外添加物等の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満	
第13条 第2項又は第3項	基準又は規格に合わない食品又は添加物の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満	
第16条	有毒有害な器具又は容器包装の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満	
第17条 第1項	特定の器具又は容器包装の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満	
第18条 第2項又は第3項	規格又は基準に合わない器具又は容器包装の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満	
第19条 第2項	表示の基準に合わない器具又は容器包装の販売等の禁止	第60条	営業禁止	営業許可の取消し ^{※1}
第20条	虚偽表示等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上5日未満	
第25条 第1項	製品検査合格の表示がない食品等の販売等の禁止	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第26条 第4項	検査合格以外の食品等の販売等の禁止	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第48条 第1項	食品衛生管理者の設置義務違反	第60条	営業停止 1日以上5日未満	
第50条 第2項	有毒、有害物質の混入防止措置基準の遵守義務違反	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第51条 第2項	公衆衛生上必要な措置の釐定又は遵守義務違反 ^{※1}	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第52条 第2項	器具又は容器包装の衛生管理の基準の遵守義務違反	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第53条 第1項	規格に適合した器具又は容器包装である旨の説明義務違反	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第54条	営業施設の基準の違反	第61条	改修命令 営業停止 1日以上10日未満	
第55条 第2項第1号 又は第3号	営業許可の欠落条項該当	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第55条 第3項	営業の許可条件に違反	第60条	営業停止 1日以上10日未満	

※1：令和3年3月26日薬生食監発0326第5号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知の別添3「食品衛生監視票の評価の考え方」参照。
 ※2：衛生法第55条第1項の規定に基づき、許可を受けている場合に適用する。

違反条項	違反内容	処 分 適 用 条 項	行政処分	
			規定に違反したとき	営業が再開するまでの期間が予測できないとき、又はその状況が特殊で衛生上重大な影響を及ぼすおそれがあるとき
1 食品衛生法				
第6条	不衛生な食品又は添加物の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満	規定に違反する行為が重大な過失に基づき、かつ、営業を再開または継続することが衛生上危険であるとき
第7条 第1項から 第3項	新開発食品等の販売禁止	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第8条 第1項	特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出義務違反	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第9条 第1項	特定の食品又は添加物の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満	
第10条	病肉等の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満	
第11条	重要工程管理の措置が講じられた食品又は添加物以外の輸入の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満	
第12条	指定外添加物等の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上20日未満	
第13条 第2項又は第3項	基準又は規格に合わない食品又は添加物の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満	
第16条	有毒有害な器具又は容器包装の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満	
第17条 第1項	特定の器具又は容器包装の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満	
第18条 第2項又は第3項	規格又は基準に合わない器具又は容器包装の販売等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上10日未満	
第19条 第2項	表示の基準に合わない器具又は容器包装の販売等の禁止	第60条	営業禁止	営業許可の取消し ^{※2}
第20条	虚偽表示等の禁止	第59条 第60条	廃棄その他の措置命令 営業停止 1日以上5日未満	
第25条 第1項	製品検査合格の表示がない食品等の販売等の禁止	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第26条 第4項	検査合格以外の食品等の販売等の禁止	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第48条 第1項	食品衛生管理者の設置義務違反	第60条	営業停止 1日以上5日未満	
第50条 第2項	有毒、有害物質の混入防止措置基準の遵守義務違反	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第51条 第2項	公衆衛生上必要な措置の釐定又は遵守義務違反 ^{※1}	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第52条 第2項	器具又は容器包装の衛生管理の基準の遵守義務違反	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第53条 第1項	規格に適合した器具又は容器包装である旨の説明義務違反	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第54条	営業施設の基準の違反	第61条	改修命令 営業停止 1日以上10日未満	
第55条 第2項第1号 又は第3号	営業許可の欠落条項該当	第60条	営業停止 1日以上10日未満	
第55条 第3項	営業の許可条件に違反	第60条	営業停止 1日以上10日未満	

※1：令和3年3月26日薬生食監発0326第5号厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長通知の別添3「食品衛生監視票の評価の考え方」参照。
 ※2：衛生法第55条第1項の規定に基づき、許可を受けている場合に適用する。

違反条項	違反内容	処 分 適 用 条 項	行政処分	
			規定に違反したとき	
2 食品表示法				
第5条	食品表示基準に従った表示がされていない食品及び添加物の販売禁止	第6条 第5項	措置命令	
		第6条 第8項	回収その他必要な措置命令	業務停止 1日以上5日未満

違反条項	違反内容	処 分 適 用 条 項	行政処分	
			規定に違反したとき	
2 食品表示法				
第5条	食品表示基準に従った表示がされていない食品及び添加物の販売禁止	第6条 第5項	措置命令	
		第6条 第8項	回収その他必要な措置命令	業務停止 1日以上5日未満

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>別記様式第1号～別記様式第8号 (略) <u>別記様式第9号 (改善指導通知書)</u></p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p style="text-align: right;">長野県 保健所長 (氏 名)</p> <p style="text-align: center;"><u>改善指導通知書</u></p> <p><u>下記のとおり改善を要する事項が認められましたので、再発防止のため、改善 するよう指導します。</u></p> <p><u>再発防止に向けて行った措置について、年 月 日までに文書で報告してく ださい。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>記</u></p> <p><u>1 営業所所在地</u> <u>2 営業所の名称</u> <u>3 営業の種類</u> <u>4 許可 (届出) 年月日 年 月 日</u> <u>5 営業許可指令番号 (届出営業を除く) 長野県指令第 (番号) 号</u> <u>6 理由 (行政指導を行う理由、違反条項及び違反の原因となる事実を記載する。)</u> <u>7 改善を要する事項</u></p>	<p>別記様式第1号～別記様式第8号 (略) (新設)</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p><u>別記様式第 10 号（始末書）</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>長野県 保健所長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所 氏 名 <u>（法人にあつては、法人名及び代表者氏名）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>始 末 書</u></p> <p><u>（備考）本文は、「六何の原則」により違反の事実内容及び再発防止に向けて行つた措置を明記してください。</u></p>	<p>（新設）</p>

食品衛生関係行政処分等事務処理要領新旧対照表

新	旧
<p>別記様式第 <u>11</u> 号 (聴聞について (通知)) 別記様式第 <u>12</u> 号 (弁明の機会の付与について (通知))</p>	<p>別記様式第 <u>9</u> 号 (聴聞について (通知)) 別記様式第 <u>10</u> 号 (弁明の機会の付与について (通知))</p>